令和４年　第３回栗原市農業委員会総会議事録

令和 ４年 ３月２８日　午後１時３０分、下記の件の議定のため、令和４年　第３回栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

日程第　１　議事録署名委員の指名
日程第　２　会期の決定
日程第　３　事務報告
日程第　４　報告第　１号　農地の現状変更届について
日程第　５　報告第　２号　農地法第１８条第６項の規定による通知について
日程第　６　報告第　３号　使用貸借権の解約通知について
日程第　７　報告第　４号　特定農用地利用規定の認定について
日程第　８　議案第　１号　農地法第３条の規定による許可申請願について
日程第　９　議案第　２号　農地法第５条の規定による許可申請について
日程第１０　議案第　３号　農用地利用集積計画について
日程第１１　議案第　４号　農用地利用集積計画変更願について
日程第１２　議案第　５号　農用地利用配分計画について
日程第１３　議案第　６号　非農地証明願について
日程第１４　議案第　７号　農地利用状況調査に伴う非農地の判断について
日程第１５　議案第　８号　農業振興地域整備計画の変更について
日程第１６　議案第　９号　令和４年度栗原市農業委員会事業計画について

１　出席委員　（２０名）

１番　佐々木　栄　夫　委員、	２番　佐　藤　勝　委員、		
３番　熊　谷　ゆ　り　委員、	４番　佐々木　弘　委員、		
５番　遊　佐　一　成　委員、	６番　菅　原　勝　宏　委員、		
８番　米　山　嘉　彦　委員、	９番　阿　部　一　信　委員、		
１１番　三　浦　正　勝　委員、	１２番　鈴　木　和　子　委員、		
１３番　芳　賀　博　秋　委員、	１４番　尾　形　陽一郎　委員、		
１５番　髙　橋　寛　委員、	１６番　狩　野　善　典　委員、		
１７番　佐々木　耕太郎　委員、	１８番　髙　橋　榮　一　委員、		
１９番　岩　渕　弘　委員、	２０番　三　浦　栄　委員、		
２１番　大　沢　純　香　委員、			
２３番　吉　田　優　俊　会長職務代理者、			
２４番　鈴　木　康　則　会長			

２　欠席委員　（　３名）

７番　岩　淵　　敬　一　委員、　１０番　曽　根　　金　雄　委員、

２２番　大　場　　裕　之　委員、

３　議事に参与した者

事務局長	二階堂	賢
事務局長補佐	小　山	雅　規
農地農政係　主　査	高　橋	潤
農地農政係　主　事	千　葉	和　哉
農地農政係　主　事	菅　原	佑　太

（　午後１時３０分　開会）

議長

ご起立願います。

「ご苦労様です。」ご着席願います。

陽気も春らしくなり、春作業もだいぶ忙しくなってきたように感じられます。

はじめに、今年度の農業委員会だよりのコンクールで、栗原市農業委員会は特別賞となり、３月２２日の宮城県農業会議の臨時総会において、表彰状を受けてまいりましたので、報告いたします。委員長はじめ編集委員の皆さんには本当にご苦労様でした。

また、農作業が動き始めており、皆様方には農作業事故等には遭わないようお願いいたします。

なお、ご存じのとおり、まだコロナの新規感染者が出ておりますことから皆様には、感染防止対策を徹底されまして、ご活用いただきますようお願いいたします。

それでは、只今から、令和４年　第３回　栗原市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、２０名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

欠席の通告があります。

議席番号７番　岩淵 敬一 委員、議席番号１０番　曽根 金雄 委員、議席番号２２番　大場 裕之 委員から所要のため、欠席する旨の、議席番号１５番　高橋 寛 委員、から所要のため、遅刻する旨の、通告がございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案説明等のため、事務局長ほか関係職員を出席させております。

なお、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、会議場の換気をしております。

また、皆様にはマスク着用をお願いいたします。

議長

日程第１、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、農業委員会会議規則第２７条の規定により、議席番号１９番 岩渕 弘 委員、議席番号２０番 三浦 栄 委員の両名を指名いたします。

議長

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日１日間としたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

―「異議なし」の声―

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日１日間と決定いたしました。

日程第３、事務報告を行います。事務局長から報告いたします。

事務局長

議案資料に基づき、令和４年２月２８日から令和４年３月２８日までに実施の事務事業等の報告並びに、令和４年３月３１日から令和４年４月２６日までに予定している事務事業等について説明。

議長

これで、日程第３、事務報告を終わります。

日程第４、報告第１号、農地の現状変更届出について、を報告いたします。

第２区の番号１番の案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第２区の番号１番は、金成地区の畑　１筆　１７３㎡のうち、１２８．９９㎡、農業用施設としての農業用倉庫の建設であるが、農地部分の現状変更に係る面積が２００㎡以内でかつ農業用施設の建設となることから現状変更届として取り扱いになる。

なお、工事着工前に届け出を提出せず、既に工事が完了していたことから、始末書を提出のうえ届出があった旨の１案件を説明。

議長

次に、去る３月２３日、議席番号１８番 髙橋 榮一 委員、農地利用最適化推進委員の菅原 昌行 委員、及び、氏家 勝子 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、１８番 髙橋 榮一 委員から報告願います。

１８番 髙橋 榮一 委員

報告第１号　農地の現状変更届について、去る３月２３日、水曜日に４名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号１番の内容につきましては、資料及び事務局の説明のとおりであります。計画は、幹線用水路と自宅との間の農地に農業用倉庫を建設したものでございます。議案書の工期の予定どおりに工事が終了しておりました。現地と周辺農地は距離があり悪影響を及ぼす要素はないものと確認できました。以上、報告を終わります。

議長

これで、日程第４、報告第１号　農地の現状変更届出について、報告を終わります。

日程第５、報告第２号、農地法第１８条第６項の規定による通知について、を報告いたします。

第１区の番号１番から１０までの１０件、第２区の番号１１番から２３番までの１３案件、第３区の番号２４番から２９番までの６案件、合わせて２９案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第１区の番号１番は、築館地区の田　１筆　２，２７９㎡、双方合意による農地法第３条による賃貸借権解約の１案件、

番号２番、３番は関連案件で、築館地区の田　４筆　６，３２８㎡、売買のための農地中間管理事業による賃貸借権解約の２案件、

番号４番は、高清水地区の田　２筆　８，６３７㎡、

番号５番は、高清水地区の田　１筆　４，４４７㎡、いずれも、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の２案件、

番号６番は、高清水地区の田　１筆　１，３５２㎡、売買のための基盤法による賃貸借権解約の１案件、

番号７番は、一迫地区の田　２０筆　３０，４５１㎡、

番号８番は、一迫地区の田　５筆　２６，７６６㎡、いずれも、双方合意による農地中間管理事業による賃貸借権解約の２案件、

番号９番は、瀬峰地区の田　９筆　８，７３５㎡、

番号１０番は、瀬峰地区の畑　１筆　３，７３２㎡、いずれも、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の２案件、

第２区の番号１１番は、若柳地区の田　２筆　２，０１４㎡、

番号１２番は、若柳地区の田　２筆　１，９９７㎡、いずれも、売買のための基盤法による賃貸借権解約の２案件、

番号１３番は、金成地区の田　１６筆　２０，７４７㎡、双方合意による農地法第３条による賃貸借権解約の１案件、
番号１４番は、金成地区の田　８筆　５，１５４㎡、新たな賃貸借権設定のための農地法第３条による賃貸借権解約の１案件、
番号１５番は、金成地区の田　３筆　３，９４５㎡、売買のための農地法第３条よる賃貸借権解約の１案件、
番号１６番は、金成地区の田　２筆　９，２２２㎡、
番号１７番は、金成地区の田　１５筆　１２，１５０㎡、いずれも、贈与のための基盤法による賃貸借権解約の２案件、
番号１８番は、志波姫地区の田　５筆　１２，８７９㎡、双方合意による農地法第３条による賃貸借権解約の１案件、
番号１９番は、志波姫地区の田　２筆　２，８８８㎡、
番号２０番は、志波姫地区の田　２筆　２，５６０㎡、
番号２１番は、志波姫地区の田　２筆　２，４０４㎡、
番号２２番は、志波姫地区の田　２筆　２，７７４㎡、
番号２３番は、志波姫地区の田　５筆　１１，２１９㎡、いずれも、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の５案件、
第３区の番号２４番は、栗駒地区の田　４筆　９，２００㎡、新たな賃貸借権設定のための農地法第３条による賃貸借権解約の１案件、
番号２５番は、栗駒地区の田　２筆　３，１５９㎡、
番号２６番は、栗駒地区の田　３筆　７，７４５㎡、
番号２７番は、栗駒地区の田　６筆　１０，０３８㎡、
番号２８番は、栗駒地区の田　７筆　８，９６５㎡、いずれも、双方合意による農地法第３条による賃貸借権解約の４案件、
番号２９番は、栗駒地区の田　１筆　２，７３８㎡、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の１案件、　以上、２９案件を説明報告。

議長

これで、日程第５、報告第２号、農地法第１８条第６項の規定による通知について、報告を終わります。

日程第６、報告第３号、使用貸借権の解約通知について、を報告いたします。
第２区の番号１番の案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第２区の番号１番は、志波姫地区の田　９筆　１０，２５４㎡、双方合意による農地法第３条による使用貸借権解約の１案件を説明報告。

議長

これで、日程第６、報告第３号、使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

日程第７、報告第４号、特定農用地利用規定の認定について、を報告いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から報告いたします。

事務局

今回、栗原市に瀬峰地区圃場整備事業区域内における特定農用地利用規定の認定申請があり、栗原市長より農業経営強化促進法施行規則第２４条の規定に基づき、農業委員会に意見を求められ、会長専決により、可として回答いたしましたので、報告するものでございます。

団体の名称は瀬峰地区農用地利用組合、所在地は大崎市田尻地区で、対象地区については、瀬地区圃場整備事情の区域内である旨を説明報告。

議長

これで、日程第７、報告第４号、特定農用地 利用規定の認定について、報告を終わります。

日程第８、議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第１区の番号１番から１５番までの１５案件について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第１区の番号１番は、築館地区の田　１筆　９８８㎡、相手方の要望による所有権移転売買の１案件、

この案件は、市外居住者の取得になりますが、譲受人は、すでに築館地区において親族から相続した農地を現在も耕作管理しており、譲渡人とも親戚関係にあり以前から農地の管理に携わっていたことから、詳細説明は省略。

番号２番は、築館地区の畑　１筆　２，３７６㎡、経営規模拡大のための所有権移転贈与の１案件、

番号３番は、築館地区の田　１８筆　１１，５３９㎡、及び畑　５筆　７，８０３㎡、合計　１９，３４２㎡、経営継承のための所有権移転贈与の１案件、

番号４番は、築館地区の田　３筆　４，７５２㎡、

番号５番は、築館地区の田　３筆　２，９３９㎡、

番号６番は、築館地区の田　２筆　１，９２８㎡、いずれも、相手方の要望による賃貸借権設定の３案件、

番号７番は、高清水地区の田　１筆　１，３５２㎡、

番号８番は、一迫地区の畑　１筆　９２６㎡、

番号９番は、一迫地区の田　９筆　７，１０３㎡、いずれも、相手方の要望による所有権移転売買の３案件、

番号１０番は、一迫地区の田　７筆　１５，４２８㎡、及び畑　２筆　２，８４８㎡、合計　１８，２７６㎡、経営継承のための所有権移転贈与の１案件、

番号１１番は、一迫地区の田　５筆　５，１１６㎡、相手方の要望による賃貸借権設定の１案件、

番号１２番は、瀬峰地区の田　４筆　４，０２４㎡、経営規模拡大のための賃貸借権設定の１案件、

番号１３番は、瀬峰地区の田　２筆　５，８６０㎡、相手方の要望による賃貸借権設定の１案件、

番号１４番は、瀬峰地区の田　４筆　８，００４㎡、経営規模拡大のための賃貸借権設定の１案件、

このうち、番号１２番と１４番につきましては、借受人が市外居住者となっておりますが、現在、栗原市市内において申請地の近隣をすでに耕作している方からの申請になっておりますので、詳細説明は省略。

番号１５番は、瀬峰地区の田 ２２筆 ５３，０２９.６６㎡、及び畑 ４筆 ５，６０６㎡、合計　５８，６３５.６６㎡、経営継承のための使用貸借権設定の１案件、

以上、１５案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る３月２２日、議席番号１７番 佐々木 耕太郎 委員、農地利用最適化推進委員の 千葉 律雄 委員、及び 小原 公康 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、小原 公康 推進委員から報告願います。

小原 公康 推進委員

議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請については、去る３月２２日の火曜日に４名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

まとめて報告しますので、よろしくお願いします。

番号１番の詳細については、事務局から説明があったとおりです。相手方からの要望によりまた、労力不足のための所有権移転売買で、２番は、経営規模拡大、労力不足のための所有権移転贈与、番号３番は、親子間の経営継承、農業後継者への所有権移転贈与となっております。

番号４番、５番、６番は、相手方からの要望によりまた、労力不足のための賃貸借権設定となっており、特に問題がないものと判断いたしました。

番号７番、８番、９番については、相手方からの要望により所有権移転売買、番号１０番は、農業継承者への所有権移転贈与となっております。

番号１１番、１２番、１３番、１４番までは、相手方からの要望により労力不足のためや経営規模拡大による賃貸借権設定となっており、番号１５番については、経営継承のための経営を移譲するための案件になっております。

許可に当たっては、審査基準である全部効率利用要件や地域調和要件を勘案しますと、特に問題がないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

―「質疑なし」の声―

議長

質疑なしと認めます。

次に、第２区の番号１６番から２５番までの１０案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第２区の番号１６番は、若柳地区の田　４筆　４，２２０㎡、相手方の要望による所有権移転売買の１案件、

番号１７番は、若柳地区の田　２筆　１，４５３㎡、

番号１８番は、若柳地区の田　１筆　１，０１８㎡、いずれも、相手方の要望による賃貸借権設定の２案件、

番号１９番は、金成地区の田　５筆　６，２５９㎡、相手方の要望による所有権移転売買の１案件、

番号２０番は、金成地区の田　１２筆　１２，８５５㎡、経営継承のための所有権移転贈与の１案件、

番号２１番は、金成地区の田　１５筆　１２，１５０㎡、及び畑　３筆　１，０３０㎡、合計　１３，１８０㎡、相手方の要望による所有権移転贈与の１案件、

番号２２番は、金成地区の田　１０筆　１６，６０７㎡、相手方の要望による賃貸借権設定の１案件、

番号２３番は、志波姫地区の田　１筆　６１７㎡、所有権移転売買の１案件、

番号２４番は、志波姫地区の田　２筆　２，４０４㎡、経営継承のための所有権移転贈与の１案件、この案件は、市外居住者の取得になるので、詳細説明。

番号２５番は、志波姫地区の田　５筆　２，１６９㎡、相手方の要望による賃貸借権設定の１案件、

以上、１０案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、１８番 髙橋 榮一 委員から報告願います。

１８番 髙橋 榮一 委員

議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請については、去る３月２３日の水曜日に４名にて、書類審査を行いました。

いずれも、労力不足に起因する所有権移転売買や賃貸借権設定であり、また、経営を継承するための所有権移転贈与です。

いずれも、今後、農地として有効活用するための許可申請であり、契約の内容についても問題ないものと確認し、許可に当たっては特に問題ないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

―「質疑なし」の声―

議長

質疑なしと認めます。

次に、第３区の番号２６番から３４番までの９案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第３区の番号２６番は、栗駒地区の田　１筆　２，７３８㎡、

番号２７番は、栗駒地区の田　４筆　３，７１６㎡、

番号２８番は、栗駒地区の田　３筆　７，７４５㎡、

番号２９番は、栗駒地区の田　２筆　３，１５９㎡、

番号３０番は、栗駒地区の田　１筆　１，５４９㎡、

番号３１番は、栗駒地区の田　７筆　８，９６５㎡、いずれも、相手方の要望による賃貸借権設定の６案件、

番号３２番は、栗駒地区の田　３筆　３，０１７㎡、相手方の要望による使用貸借権設定の１案件、

番号３３番は、鶯沢地区の田　２筆　１，９９５㎡、

番号３４番は、鶯沢地区の田　２筆　１，４１４㎡、いずれも、耕作利便のための所有権移転贈与の２案件、

以上、９案件の説明と許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る３月２３日、議席番号１６番 狩野 善典 委員、農地利用最適化推進委員の佐藤 憲一 委員、及び、高橋 茂 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 憲一 推進委員から報告願います。

佐藤 憲一 推進委員

議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請については、去る３月２３日の水曜日に４名にて、書類審査、その後、現地確認調査を行いました。

事務局説明のとおり、番号２６番から３２番までは、労力不足のための賃貸借権及び使用貸借権貸借権設定、

番号３３番と３４番は、耕作利便のための贈与となっておりますが、実質は交換物件となっております。

いずれも、許可に当たっては、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

―「質疑なし」の声―

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか

―「討論なし」の声―

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第１号について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

―「挙手多数」―

議長

挙手多数であります。

よって、日程第８、議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

日程第９、議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第１区の番号１番から３番までの３案件について、審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第１区の番号１番は、所有権移転売買の案件で、築館地区の畑　２筆　３３０㎡を住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は、都市計画区域内で第１種住居地域に指定されておりますので、第３種農地に該当する旨の１案件、

番号２番及び、番号３番は関連案件となっており、いずれも、所有権移転売買の２案件で、番号２番は、一迫地区の田　１筆　５０３㎡、番号３番は、一迫地区の田　２筆　４０９㎡を住宅用地として転用し、建売住宅２棟及び駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は、いずれも、周囲を宅地及び、雑種地で分断された生産性の低い小集団農地ですので、第２種農地に該当する旨の２案件、

以上、３案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、１７番 佐々木 耕太郎 委員から報告願います。

１７番 佐々木 耕太郎 委員

議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請については、去る３月２２日の火曜日に４名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

議案の詳細につきましては、事務局から説明があったとおりです。

番号１番の件は、道路から確認しますと宅地に囲まれた農地でありました。転用は何ら問題がないと確認してまいりました。

番号２番・３番の件は、譲受人は同一となっており、建売住宅２棟と駐車場の建築造成ですけれども、周囲の地目は田となっておりますが、しかしながら、すでに土盛りされ畑地化された農地であり、３０アール未満であり、周囲の状況から農地転用許可基準を勘案しても問題がないものと確認してきました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

―「質疑なし」の声―

議長

質疑なしと認めます。

次に、第２区の番号４番から８番までの５案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第２区の番号４番及び、番号５番は関連案件となっており、いずれも、所有権移転売買の２案件で、番号４番は、金成地区の田　１筆　３９５㎡、番号５番は、金成地区の田　１筆　１，５７４㎡、合計　１，９６９㎡を業務用地として転用し、経営する会社で使用する資材置場を造成するものであります。

農地区分は、いずれも、周囲を宅地及び、雑種地で分断された生産性の低い小集団農地ですので、第２種農地で取扱う旨の２案件、

番号６番は、賃貸借権設定の案件で、金成地区の田　１筆　１，５７１㎡を借り受け、業務用地として転用し、業務及び来客用の駐車場を造成するものであります。

農地区分は、生産性の低い小集団農地となっているため、第２種農地として取扱う旨の１案件、

番号７番は、使用貸借権設定の案件で、金成地区の畑　１筆　７１㎡を借り受け、住宅用地として転用し、隣接する譲受人名義の土地と合わせ、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は、生産性の低い小集団農地となっているため、第２種農地として取扱う旨の１案件、

番号８番は、所有権移転贈与の案件で、志波姫地区の畑　１筆　１５４㎡を譲り受け、宅地用地として転用し、隣接する親名義の土地と合わせ、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は、農地の広がりがある第１種農地に該当しますが、集落接続として、不許可の例外として取り扱う旨の１案件、

以上、５案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、菅原 昌行 推進委員から報告願います。

菅原 昌行 推進委員

議案第３号、農地法５条の規定による許可申請については、去る３月２３日の水曜日に４名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

詳細については、事務局の説明のとおりで、番号４番・５番は、地目は田でありますが、昨年の作付けは永年性牧草であり、きちんと刈込がされており、管理がなされている農地でありました。隣接は東が市道、西は国道、北側が田と宅地であります。

転用の目的が資材置場ということもあり、転用許可に当たりましては、特に問題がないものと判断いたしました。

番号６番の件は、地目は田となっておりますが、農地として耕作されておらず、草や雑木が繁茂しており農地としての復田が困難な農地でありました。

転用の目的が駐車場ということもあり、周辺は宅地、道路に囲まれ、周辺農地にも影響を与えない範囲であることが確認できました。特に問題がないものと判断いたしました。

番号７番の件ですが、現地は自家消費用の野菜畑でありました。周辺は住宅、用水路、作業場に囲まれており、許可に当たっては、特に問題がないものと判断いたしました。

番号８番の件については、申請地は住宅の北側にあり、生産性の低い畑となっており、北側は熊谷川、周辺は作業場が建ち並び、転用許可に当たっては、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

―「質疑なし」の声―

議長

質疑なしと認めます。

次に、次に、第３区の番号９番の案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第３区の番号９番は、所有権移転売買の案件で、栗駒地区の田　１筆　１，１２２㎡を業務用地として転用し、太陽光発電施設を設置して売電収入を得るものであります。

農地区分は、山林、宅地用によって分断された生産性の低い小集団農地であることから、第２種農地で取り扱う旨の１案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 憲一 推進委員から報告願います。

佐藤 憲一 推進委員

佐藤です。

議案第３号、農地法５条の規定による許可申請については、去る３月２３日の水曜日に４名にて、書類審査及び、現地確認を行いました。

番号９番の件につきましては、太陽光発電施設の設置ということで、現在は休耕田として草は刈り払いされている農地です。
転用許可に当たっては、特に問題がないものと判断いたしました。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長
議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
―「質疑なし」の声―

議長
質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
次に、討論を行います。討論ありませんか
―「討論なし」の声―

議長
討論なしと認め、これより採決を行います。
議案第２号について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。
―「挙手多数」―

議長
挙手多数であります。
よって、日程第９、議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請については、原案を可とすることに決定いたしました。
なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長
日程第１０、議案第３号　農用地利用集積計画について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第３１条の規定、及び、同規定の準用による、議事参与の制限に該当する案件がありますので、はじめに、審議を行います。
第１区の番号３９番から４１番までの３案件を審議いたします。

議席番号５番 遊佐 一成 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。（午後２時２０分）（　５番 遊佐 一成 委員　退席）

議長

会議を再開します。（午後２時２１分）

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第１区の番号３９番は、一迫地区の田　１筆　９４５㎡、

番号４０番は、一迫地区の田　２筆　４，５０８㎡、

番号４１番は、一迫地区の田　３筆　３，５８２㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の３案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

―「質疑なし」の声―

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。

討論ありませんか

―「討論なし」の声―

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第３号の番号３９番から４１番までの３案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

―「挙手多数」―

議長

挙手多数であります。

よって、日程第１０、議案第３号　農用地 利用 集積計画についての、番号３９番から４１番までの３案件については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第３１条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、５番 遊佐 一成 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。（午後２時２２分）（　５番 遊佐 一成 委員、着席）

議長

会議を再開いたします。（午後２時２２分）

次に、第１区の番号４２番から４４番までの３案件を審議いたします。

農地利用最適化推進委員の 千葉 律雄 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。（午後２時２３分）（ 千葉 律雄 推進委員　退席）

議長

会議を再開いたします。（午後３時２３分）

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第１区の番号４２番は、一迫地区の田　３筆　９，６９２㎡、

番号４３番は、一迫地区の田　３筆　６，３５１㎡、

番号４４番は、一迫地区の田　１１筆　４６，７２１㎡、及び畑 １筆 １，６０７㎡、合計　４８，３２８㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の３案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

―「質疑なし」の声―

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。

討論ありませんか

―「討論なし」の声―

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第３号の、番号４２番から４４番までの３案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

―「挙手多数」―

議長

挙手多数であります。

よって、日程第１０、議案第３号　農用地利用集積計画についての、番号４２番から４４番までの３案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第３１条の規定の準用による、委員の議事参与の制限を解き、千葉 律雄 推進委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。（午後２時２４分）（ 千葉 律雄 推進委員　着席）

議長

会議を再開いたします。（午後２時２４分）
次に、第２区の番号７８番の案件を審議いたします。
議席番号９番 阿部 一信 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。
暫時休憩いたします。（午後２時２５分）（ ９番　阿部 一信 委員　退席）

議長
会議を再開いたします。（午後２時２５分）
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局
第２区の番号７８番は、若柳地区の田　８７筆　６５，１１３．６２㎡、畑　２筆　１，７９４㎡、金成地区の田　１３５筆　１３７，１２６㎡、及び畑　３筆　７９０㎡、合計　田　２２２筆　２０２，２３９．６２㎡、及び畑　５筆　２，５８４㎡、総合計　２０４，８２３．６２㎡、新規の賃貸借権設定である旨の１案件を説明。

議長
議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
―「質疑なし」の声―

議長
質疑なしと認め、次に、討論を行います。
討論ありませんか
―「討論なし」の声―

議長
討論なしと認め、これより採決を行います。
議案第３号の、番号７８番の案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。
―「挙手多数」―

議長
挙手多数であります。
よって、日程第１０、議案第３号　農用地利用集積計画についての、番号７８番の案件については、原案を可とすることに決定いたしました。
なお、その旨、栗原市長に通知いたします。
農業委員会等に関する法律第３１条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、９番 阿部 一信 委員の入場を許可いたします。
暫時休憩いたします。（午後２時２６分）（ ９番　阿部 一信 委員　着席）

議長

会議を再開いたします。（午後２時２６分）

次に、第２区の番号８６番の案件を審議いたします。

議席番号２番 佐藤 勝 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。（午後２時２７分）（ ２番　佐藤 勝 委員　退席）

議長

会議を再開します。（午後２時２７分）

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第２区の番号８６番は、金成地区の田　１６筆　１４，４５９㎡、新規の賃貸借権設定である旨の１案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

―「質疑なし」の声―

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。

討論ありませんか

―「討論なし」の声―

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第３号の、番号８６番の案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

―「挙手多数」―

議長

挙手多数であります。

よって、日程第１０、議案第３号　農用地利用集積計画についての、番号８６番の案件については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第３１条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、２番 佐藤 勝 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。（午後２時２８分）（ 佐藤 勝　 委員　着席）

議長

会議を再開いたします。（午後２時２８分）

次に、第２区の番号９３番から９５番までの３案件を審議いたします。
議席番号４番 佐々木 弘 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。
暫時休憩いたします。（午後２時２８分）（ ４番　佐々木 弘 委員　退席）

議長

会議を再開します。（午後２時２９分）
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第２区の番号９３番は、志波姫地区の田　９筆　１０，２５４㎡、
番号９４番は、志波姫地区の田　３筆　９，１２７㎡、
番号９５番は、志波姫地区の田　６筆　９，５２９㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の３案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
―「質疑なし」の声―

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。
討論ありませんか
―「討論なし」の声―

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。
議案第３号の、番号９３番から９５番までの３案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。
―「挙手多数」―

議長

挙手多数であります。
よって、日程第１０、議案第３号　農用地利用集積計画についての、番号９３番から９５番までの３案件については、原案を可とすることに決定いたしました。
なお、その旨、栗原市長に通知いたします。
農業委員会等に関する法律第３１条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、４番 佐々木 弘 委員の入場を許可いたします。
暫時休憩いたします。（午後２時３０分）（ ４番　佐々木 弘 委員　着席）

議長

ここで、会議開始から１時間以上が経過しましたので、午後２時４５分まで、休憩といたします。

休憩：午後２時３１分から２時４５分まで

議長

休憩中の会議を再開いたします。（午後２時４５分）

次に、第１区の番号１番から３８番までの３８案件、及び、番号４５番から６０番までの１６案件、合わせて５４案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第１区の番号１番は、築館地区の田　１筆　５０８㎡、所有権移転売買である旨の１案件、

番号２番は、築館地区の田　１筆　１０，１５０㎡、

番号３番は、築館地区の田　１筆　１，０６４㎡、

番号４番は、築館地区の田　１筆　９，９６６㎡、

番号５番は、築館地区の田　３筆　７，７７５㎡、

番号６番は、築館地区の田　１筆　１，０１０㎡、

番号７番は、築館地区の田　２筆　１７，３５５㎡、

番号８番は、築館地区の田　２１筆　１１，３６８㎡、及び畑　３筆　２，５４５㎡、合計　１３，９１３㎡、

番号９番は、築館地区の田　１２筆　２０，９５５㎡、

番号１０番は、築館地区の田　１筆　１，２４５㎡、

番号１１番は、築館地区の田　２筆　２，４７８㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の１１案件、

番号１２番は、築館地区の田　２６筆　１７，０９５㎡、及び、栗駒地区の田　１筆　１，１２９㎡、畑　１筆　２，２２７㎡、合計　田　２７筆　１８，２２４㎡、及び、畑　１筆　２，２２７㎡、総合計　２０，４５１㎡、

番号１３番は、築館地区の田　１筆　５００㎡、及び栗駒地区の田　１筆　１，３６４㎡、合計　１，８６４㎡、いずれも、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の２案件、

番号１４番は、築館地区の田　５筆　６，５０５㎡、

番号１５番は、築館地区の田　６筆　６，１１２㎡、及び畑　２筆　８９０㎡、合計　７，００２㎡、

番号１６番は、築館地区の田　５筆　６，４４０㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の３案件、

番号１７番は、高清水地区の田　２筆　６５８㎡、
番号１８番は、高清水地区の田　３筆　２，７２７㎡、
番号１９番は、高清水地区の田　１筆　８６２㎡、いずれも、所有権移転売買である旨の３案件、
番号２０番は、高清水地区の田　３筆　１５，５７２㎡、
番号２１番は、高清水地区の田　２筆　５，３６５㎡
番号２２番は、高清水地区の田　１筆　６００㎡、
番号２３番は、高清水地区の田　１筆　１，３００㎡、
番号２４番は、高清水地区の田　１筆　８７７㎡、
番号２５番は、高清水地区の田　２筆　５，８９０㎡、
番号２６番は、高清水地区の田　５筆　５，２３５㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の７案件、
番号２７番は、高清水地区の田　４筆　２，７８１㎡、
番号２８番は、高清水地区の田　１５筆　１３，１８０㎡、及び畑　１筆　１，６３７㎡、合計　１４，８１７㎡、
番号２９番は、高清水地区の田　１筆　１，３６３㎡、
番号３０番は、高清水地区の田　３筆　１４，２７９㎡、
番号３１番は、高清水地区の田　２筆　３，２０１㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の５案件、
番号３２番は、一迫地区の田　２筆　２，０２０㎡、所有権移転売買である旨の１案件、
番号３３番は、一迫地区の田　８筆　１３，３０１㎡、
番号３４番は、一迫地区の田　７筆　９，３７９㎡、
番号３５番は、一迫地区の田　２筆　１，７８３㎡、
番号３６番は、一迫地区の田　２筆　５，７５７㎡、
番号３７番は、一迫地区の田　１筆　１，６９３㎡、
番号３８番は、一迫地区の田　５筆　９，９３１㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の６案件、
番号４５番は、一迫地区の田　１０筆　９，８４７㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の１案件、
番号４６番は、一迫地区の田　６筆　１４，９０２㎡、
番号４７番は、一迫地区の田　７筆　８，３８７㎡、
番号４８番は、一迫地区の田　１６筆　２７，３３４㎡、
番号４９番は、一迫地区の田　７筆　６，６８９㎡、
番号５０番は、一迫地区の田　５筆　６，１４０㎡、
番号５１番は、一迫地区の田　６筆　５，２５５㎡、
番号５２番は、一迫地区の田　３筆　１０，１０５㎡、
番号５３番は、一迫地区の田　４筆　１５，１６２㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定

である旨の８案件、
番号５４番は、瀬峰地区の田　３筆　３，９０９㎡、
番号５５番は、瀬峰地区の田　１０筆　１１，７４５㎡、
番号５６番は、瀬峰地区の田　５筆　１，７８１㎡、
番号５７番は、瀬峰地区の田　５筆　９，９８８㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の４案件、
番号５８番は、瀬峰地区の田　２筆　７，４７３㎡、
番号５９番は、瀬峰地区の田　７筆　５，３００㎡、
番号６０番は、瀬峰地区の田　７筆　４，５８６㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の３案件、
以上、５４案件を説明。

議長
議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
―「質疑なし」の声―

議長
質疑なしと認めます。

次に、第２区の番号６１番から７７番までの１７案件、番号７９番から８５番までの７案件、番号８７番から９２番までの６案件、及び、番号９６番から１０７番までの１２案件、合わせて、４２案件を審議いたします。
それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局
第２区の番号６１番は、若柳地区の田　１筆　１，４５１㎡、
番号６２番は、若柳地区の田　６筆　６３５㎡、
番号６３番は、若柳地区の田　１筆　２１０㎡、
番号６４番は、若柳地区の田　２筆　１，９９７㎡、
番号６５番は、若柳地区の田　２筆　２，０１４㎡、いずれも、所有権移転売買である旨の５案件、
番号６６番は、若柳地区の田　１２筆　６，２３５㎡、
番号６７番は、若柳地区の田　１３筆　１３，０６０㎡、
番号６８番は、若柳地区の田　４筆　１，１５１㎡、
番号６９番は、若柳地区の田　９筆　７，９６７㎡、及び畑　２筆　４６８㎡、合計８，４３５㎡、
番号７０番は、若柳地区の田　１１筆　２１，０３４㎡、
番号７１番は、若柳地区の田　３筆　４，８５１㎡、

番号７２番は、若柳地区の田　４筆　１０，４０７㎡、及び志波姫地区の田　４筆　４，７３６３㎡、合計　１５，１４３㎡、
番号７３番は、若柳地区の田　２筆　２，０８５㎡、
番号７４番は、若柳地区の田　１６筆　４７，９３０㎡、及び畑　３筆　３，３０２㎡、合計　５１，２３２㎡、
番号７５番は、若柳地区の田　１１筆　２０，５２７㎡、
番号７６番は、若柳地区の田　５筆　９，５１６㎡、
番号７７番は、若柳地区の田　１筆　１，０２９㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の１２案件、
番号７９番は、若柳地区の田　１筆　１，９９５㎡、
番号８０番は、若柳地区の田　７筆　１０，０４２㎡、
番号８１番は、若柳地区の田　１３筆　８，３８０㎡、
番号８２番は、若柳地区の田　２筆　１，６４０㎡、
番号８３番は、若柳地区の田　３筆　２，７４１㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の５案件、
番号８４番は、金成地区の田　１筆　９９４㎡、
番号８５番は、金成地区の田　１筆　３，９００㎡、いずれも、所有権移転売買である旨の２案件、
番号８７番は、金成地区の田　６筆　２，７８６㎡、
番号８８番は、金成地区の田　２０筆　１４，２８６㎡、
番号８９番は、金成地区の田　５筆　１８，６７３㎡、
番号９０番は、金成地区の田　２１筆　１８，５３８㎡、
番号９１番は、金成地区の田　１筆　１，０４３㎡、
番号９２番は、金成地区の田　１筆　１，９００㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の６案件、
番号９６番は、志波姫地区の田　４筆　１０，１６０㎡、
番号９７番は、志波姫地区の田　６筆　６，９２６㎡、
番号９８番は、志波姫地区の田　２筆　２，８８８㎡、
番号９９番は、志波姫地区の田　５筆　１２，８７９㎡、
番号１００番は、志波姫地区の田　１筆　６７７㎡、
番号１０１番は、志波姫地区の田　７筆　１３，９９３㎡、
番号１０２番は、志波姫地区の田　６筆　８，１４１㎡、
番号１０３番は、志波姫地区の田　１筆　２，０３８㎡、
番号１０４番は、志波姫地区の田　４筆　１１，９９８㎡、
番号１０５番は、志波姫地区の田　１筆　２，７２７㎡、
番号１０６番は、志波姫地区の田　５筆　８，５５１㎡、
番号１０７番は、志波姫地区の田　１筆　１，１９７㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の１２案件、以上、４２案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

―「質疑なし」の声―

議長

質疑なしと認めます。

次に、第３区の番号１０８番から１４１番までの３４案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第３区の番号１０８番は、栗駒地区の田　８筆　８，８５９㎡、

番号１０９番は、栗駒地区の田　５筆　５，２３８㎡、

番号１１０番は、栗駒地区の田　３筆　７，８４８㎡、

番号１１１番は、栗駒地区の田　３筆　９，１４２㎡、

番号１１２番は、栗駒地区の田　６筆　１５，０７２㎡、

番号１１３番は、栗駒地区の田　３筆　２３，５２１㎡、

番号１１４番は、栗駒地区の田　８筆　３９，９５２㎡、

番号１１５番は、栗駒地区の田　４筆　４，３０９㎡、

番号１１６番は、栗駒地区の田　８筆　１２，９９０㎡、

番号１１７番は、栗駒地区の田　４筆　１，５３０㎡、

番号１１８番は、栗駒地区の田　１筆　３８８㎡、

番号１１９番は、栗駒地区の田　５筆　７，２８７㎡、

番号１２０番は、栗駒地区の田　８筆　５，６０９㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の１３案件、

番号１２１番は、栗駒地区の田　９筆　１３，２３９㎡、及び、鶯沢地区の田　４筆　３，０６８㎡、合計　１６，３０７㎡、

番号１２２番は、栗駒地区の田　１７筆　２４，９４４㎡、及び畑　４筆　２，２５１㎡、合計　２７，１９５㎡、

番号１２３番は、栗駒地区の田　２筆　５，７３３㎡、

番号１２４番は、栗駒地区の田　４筆　１３，３０４㎡、

番号１２５番は、栗駒地区の田　３筆　８，３３６㎡、

番号１２６番は、栗駒地区の田　２筆　４，６９７㎡、

番号１２７番は、栗駒地区の田　３筆　５，２８８㎡、

番号１２８番は、栗駒地区の田　３筆　６，２７１㎡、

番号１２９番は、栗駒地区の田　８筆　１２，５３８㎡、

番号１３０番は、栗駒地区の田　８筆　９，０７８㎡、

番号１３１番は、栗駒地区の田　６筆　９，７９４㎡、

番号１３２番は、栗駒地区の田　４筆　１１，６２２㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の１２案件、
番号１３３番は、鶯沢地区の田　１筆　４，９１２㎡、
番号１３４番は、鶯沢地区の田　６筆　２，６０１㎡、
番号１３５番は、鶯沢地区の田　７筆　５，０５１㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の３案件、
番号１３６番は、花山地区の田　７筆　２，８６５㎡、
番号１３７番は、花山地区の田　９筆　７，６９９㎡、
番号１３８番は、花山地区の田　２筆　７，２５２㎡、
番号１３９番は、花山地区の田　２筆　４，３４５㎡、
番号１４０番は、花山地区の田　１筆　４，０２３㎡、
番号１４１番は、花山地区の田　１筆　５，７７３㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の６案件、以上、３４案件を説明。

議長
議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
―「質疑なし」の声―

議長
質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
次に、討論を行います。討論ありませんか
―「討論なし」の声―

議長
討論なしと認め、これより採決を行います。
議案第３号の番号１番から３８番までの３８案件、番号４５番から７７番までの３３案件、番号７９番から８５番までの７案件、番号８７番から９２番までの６案件、及び、番号９６番から１４１番までの４６案件合わせて、１３０案件について、、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。
―「挙手多数」―

議長
挙手多数であります。
よって、程第１０、議案第３号　農用地 利用 集積計画についての、番号１番から３８番までの３８案件、番号４５番から７７番までの３３案件、番号７９番から８５番までの７案件、番号８７番から９２番までの６案件、及び、番号９６番から１４１番までの４６案件、合わせて、１３０案件については、原案を可とすることに決定いたしました。
なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第１１、議案第４号　農用地利用集積計画変更願について、を議題といたします。

第１区の番号１番の案件を審議いたします。

議席番号１７番 佐々木 耕太郎 委員は、農業委員会等に関する法律第３１条の規定による、委員の議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。（午後２時５４分）（ １７番 佐々木 耕太郎 委員　退席）

議長

会議を再開します。（午後２時５４分）

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

今回の変更は、当初の借受人が後継者へ経営移譲するため、権利を後継者へ移転するものであります。

第１区の番号１番は、高清水地区の田　３筆　７，７８５㎡、賃貸借権の移転である旨の１案件を説明

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

―「質疑なし」の声―

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

―「討論なし」の声―議長

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第４号について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

―「挙手多数」―

議長

挙手多数であります。

よって、日程第１１、議案第４号　農用地利用集積計画変更願については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第３１条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、１７番 佐々木 耕太郎 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。（午後２時５５分）（ １７番 佐々木 耕太郎 委員、着席）

議長

会議を再開いたします。（午後２時５５分）

日程第１２、議案第５号　農用地利用配分計画について、を議題といたします。

第３区の番号１番・２番の２案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

配分計画の利用権を設定する者は、宮城県農地中間管理機構となります。

第３区の番号１番は、栗駒地区の田　１３筆　２３，２３２㎡、

番号２番は、栗駒地区の畑　４筆　１，９５０㎡、いずれも、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定で、耕作者変更による再配分である旨の２案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

―「質疑なし」の声―

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

―「討論なし」の声―議長

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第５号について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

―「挙手多数」―

議長

挙手多数であります。

よって、日程第１２、議案第５号　農用地利用配分計画については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第１３、議案第６号　非農地証明願について、を議題といたします。

はじめに、第１区の番号１番・２番の２案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第１区の番号１番は、築館地区の畑　１筆　３３５㎡、願出地は、平成５年頃に先代の父が駐車場及び車両転回スペースとして整備し現在に至るもので、農地への復元が困難であることから、宅地への地目変更を願い出た旨の１案件、

番号２番は、一迫地区の田　１筆　４７３㎡、願出地は、平成元年に分譲地として購入した土地に車庫及び倉庫を設置したが、地目変更をせず現在に至るもので、農地への復元が困難であることから、宅地への地目変更を願い出た旨の１案件、以上、２案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、１７番 佐々木 耕太郎 委員から報告願います。

１７番 佐々木 耕太郎 委員

議案第６号、非農地証明願については、去る３月２２日の火曜日に４名にて、現地確認を行いました。

番号１番の件は、現地を確認しますと、車庫が設置され一部は舗装されておりました。農地への復旧は困難であるとともに周辺農地への影響はないものと確認してきました。

番号２番の件は、現地を確認しますと、宅地に囲まれた農地で日照的にも遮られる農地でありました。すでに砂利が敷設され、農業倉庫らしき建物が設置されており、こちらも農地への復旧は困難であると確認してきました。

しかしながら、非農地としての承認に当たっては、既に森林の様相を呈しており、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地を非農地と言いますが、非農地として判断が可能かどうかも含め、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

―「質疑なし」の声―

議長

質疑なしと認めます。

次に、第２区の番号３番の案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第２区の番号３番は、若柳地区の畑　１筆　５３５㎡、願出地は、平成１１年頃から駐車場及び倉庫として使用し現在に至るもので、農地への復元が困難であることから、宅地への地目変更を願い出た旨の１案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、菅原 昌行 推進委員から報告願います。

菅原 昌行 推進委員

議案第６号、非農地証明願については、去る３月２３日の水曜日に４名にて、現地確認を行いました。

番号３番の件は、現地を確認しますと、すでに砂利が敷き詰められており、プレハブの事務所的なものが４棟設置されておりまして、周辺は道路や宅地となっており、北側のみ農地があり、大豆が作付けされておりました。今後、農地として復旧することは無理であろうと認められますので、承認に当たっては特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

―「質疑なし」の声―

議長

質疑なしと認めます。

次に、第３区の番号４番の案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第３区の番号４番は、鶯沢地区の田　１筆　２４８㎡、及び畑　１筆　７３１㎡、合計９７９㎡、願出地は、昭和４７年頃に先代が住宅を建築したことから宅地敷きとして利用し現在に至るもので、農地への復元が困難であることから、宅地への地目変更を願い出た旨の１案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、高橋 茂 推進委員から報告願います。

高橋 茂 推進委員

議案第６号、非農地証明願については、去る３月２３日の水曜日に４名にて、栗駒総合支所において書類審査、その後、現地確認を行いました。

番号４番の件は、現地を確認しますと、住宅へ向かう道路としてすでに舗装され、農地

の境も区別つかない状況であります。
　今後、農地として復元することは困難であろうと認められますので、承認に当たっては特に問題がないものと判断いたしました。
　ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長
　議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
　質疑ございませんか。
　　―「質疑なし」の声―

議長
　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
　次に、討論を行います。討論ありませんか
　　―「討論なし」の声―

議長
　討論なしと認め、これより採決を行います。

　議案第６号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。
　　―「挙手多数」―

議長
　挙手多数であります。
　よって、日程第１３、議案第６号　非農地証明願については、原案のとおり、承認することに決定いたしました。

議長
日程第１４、議案第７号　農地利用状況調査に伴う非農地の判断について、を議題といたします。
　番号１番から３２番までの３２案件につい、審議するわけですが、議案書１２５ページの番号４番から７番までの案件については、議案作成後に非農地判断の基準に満たさないことが判明しましたので、削除いたします。
　それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局
　今回、初めて非農地判断に伴う議案を提出しているわけですが、提出している案件は、令和３年度の農地利用状況調査で、転作判断の自己保全３相当、いわゆる再生困難である

農地について、土地の所有者に非農地判断に係る意向確認通知書を委員自ら届けていただき、その後、報告のあったものから再利用の意向の申し出があった農地を除き、再利用の意向がないことを確認した農地を対象に、現地確認ができまして、その結果、再利用が困難である農地並びに、非農地としての基準を満たす農地を今回の議案としております。

番号１番は、築館地区の　田２，２００㎡、地目は、登記現況とも田、

番号２番は、築館地区の　田１８６㎡、地目は、登記現況とも田

番号３番は、築館地区の　田１１６㎡、地目は、登記現況とも田

番号８番は、築館地区の　畑１，８６７㎡、地目は、登記は畑、現況は田、

番号９番は、築館地区の　田３，６０２㎡、地目は、登記現況とも田

番号１０番は、築館地区の畑　１，３００㎡、登記は、畑、現況は田、

番号１１番は、築館地区の田　４５３㎡、地目は、登記現況とも田

番号１２番は、築館地区の田　７５７㎡、地目は、登記現況とも田

番号１３番は、築館地区の田　１，２３０㎡、地目は、登記現況とも田、

番号１４番は、築館地区の畑　５，０３２㎡、地目は、登記現況とも畑、

番号１５番は、築館地区の畑　２，４３６㎡、地目は、登記現況とも畑、

番号１６番は、築館地区の田　１，１７３㎡、地目は、登記現況とも田、

番号１７番は、築館地区の田　２５７㎡、地目は、登記現況とも田、

番号１８番は、築館地区の田　４，４７８㎡、地目は、登記現況とも田、

番号１９番は、築館地区の田　３７４㎡、地目は、登記現況とも田、

番号２０番は、一迫地区の田　１，０３１㎡、地目は、登記現況とも田

番号２１番は、一迫地区の田　５１６㎡、地目は、登記現況とも田、

番号２２番は、一迫地区の田　６，４４６㎡、地目は、登記現況とも田、

番号２３番は、一迫地区の田　１，６１５㎡、地目は、登記現況とも田、

番号２４番は、一迫地区の田　１，５２６㎡、地目は、登記現況とも田、

番号２５番は、一迫地区の田　１，７７１㎡、地目は、登記現況とも田、

番号２６番は、若柳地区の田　３，７７３㎡、地目は、登記現況とも田、

番号２７番は、若柳地区の田　１，３４１㎡、地目は、登記現況とも田、

番号２８番は、志波姫地区の田　７３５㎡、地目は、登記現況とも田、

番号２９番は、鶯沢地区の田　２，２４９㎡、地目は、登記現況とも田、

番号３０番は、鶯沢地区の田　５，５７３㎡、地目は、登記現況とも田、

番号３１番は、鶯沢地区の田　９４㎡、地目は、登記現況とも田、

番号３２番は、鶯沢地区の田　８，８１３㎡、地目は、登記現況とも田、

非農地として判定した場合には、土地所有者に対し、非農地通知書を発出し、市及び県へ非農地判定を行った旨を通知し、法務局へ地目変更の嘱託登記をし、農地台帳を整理することになります。

以上、２８案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

―「はい」の声―

議長

１１番 三浦 正勝 委員

１１番 三浦 正勝 委員

農地の所有者に非農地判断の意向を確認した方については、非農地になるんだなと思っていると思いますが、現地確認後に保留になったところについては、その方たちに対して今後どのような対応をしていくのか。

議長

事務局説明

事務局

確かに委員各位が非農地判断の意向を確認したわけですから、農地の所有者におかれましては、非農地になるものと認識していると考えますので、所有者に対し、会長名で非農地として基準を満たさなかった理由を記した通知を作成し、委員各位からその旨説明しながら届けていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長

１１番、三浦委員、よろしいですか

１１番 三浦 正勝 委員

わかりました。

議長

皆さんにもよろしくお願いします。

他にございませんか。

―「質疑なし」の声―

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。

討論ありませんか

―「討論なし」の声―

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第７号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は、挙手願います。

―「挙手多数」―

議長

挙手多数であります。

よって、日程第１４、議案第７号　農地利用状況調査に伴う非農地の判断については、原案のとおり、決定することに決定いたしました。

議長

日程第１５、議案第８号　農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

はじめに、第１区の番号１番から４番までの４案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

はじめに、本日の案件についてですが、令和４年３月３日付で市長から当委員会会長宛に諮問されたものであります。

農用地利用計画の今回の変更面積については、地域から除外するものが、２１．９２アール、用途変更が、４９．１４アール、全体として、２１．９２アールの減となる予定でございます。

変更件数は８件で、内訳としましては、除外が６件で、田　５件　１８．２アール、畑１件　３．７２アール、用途変更が２件で、田　４９．１４アールとなっております。

今回の諮問におきましては、他法令との調整がなされた実現可能かつ具体的な転用計画があるか、について意見を求められております。

番号１番、築館１は、除外申し出の案件で、築館地区の畑　２筆　３７２㎡、事業計画者の自宅への宅道及び倉庫を建築造成するための除外で、転用申請に至った際の農地区分は、農地の広がりがあることから第１種農地に該当しますが、転用面積が既存敷地面積の２分の１以内となりますので、不許可の例外規定に該当する旨の１案件、

なお、この農地については、先代のころよりすでに宅道として整備されており、また、倉庫の一部が越境しこの農地の中に設置されておりますので、転用申請の際には顛末書が同時に提出される予定となっている。

番号２番、築館２と番号３番、築館３は、関連案件となっており、除外申し出の２案件で、番号２番は、築館地区の田　１筆　４２㎡、３番は、築館地区の田　１筆　１１３㎡、なお、意見書の中で現況が原野となっておりますが、現地を確認したところ、通常の自己保全管理相当の状況でありましたので、報告いたします。

事業計画者が経営する建築業で使用している資材置場への進入路が現在狭いため利便性及び安全性を向上のため道路を拡幅する旨の１案件、

番号４番、高清水は、用途変更申し出の案件で、高清水地区の田　１筆　３，５１５㎡、事業計画者が事業規模拡大に伴い、各種農業用施設、駐車場を建築造成するもので、現在の農用地から農業用施設用地への用途区分の変更である旨の１案件、

以上、４案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、千葉 律雄 推進委員から報告願います。

千葉 律雄 推進委員

１区の千葉です。

議案第８号　農業振興地域整備計画の変更については、去る３月２２日の火曜日に４名にて、書類審査及び現地確認調査を行いました。

詳細については事務局が説明したとおりでございます。

番号１番については、一部宅地、一部道路になっていることを確認してきましたが、かなり以前から現状のような使用がなされていると思われます。非農地証明でもいいと思われましたが、道路証明が必要とのことで、今回農用地からの除外申し出が出されたものであります。申し出地は自宅の隣接地で周辺農地への影響がないものと判断してきました。

番号２番、３番の２案件については、申し出地に隣接する生活道路の幅が２ｍ程度しかなく大型車両の通行が困難であることを確認しました。

申し出地は南側が杉林、北側が雑木林の間にあり小高い丘が東西に広がっております。周辺農地は休耕されており、申し出地の奥にも住宅があることから道路の拡幅については歓迎され、特に問題がないものと判断いたしました。

番号４番については、申し出地が、南側の圃場整備されている農地より一段高くなっており、北側の道路とは段差がなく接しており、立地条件は悪くない農地であり、周辺環境への影響もないものと判断いたしました。周辺は圃場整備事業も進んでいることから、地域の担い手として活躍することを期待し、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

―「質疑なし」の声―

議長

質疑なしと認めます。

次に、第２区の番号５番・６番の２案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

第２区の番号５番、金成は、用途区分変更の案件で、金成地区の田　１筆　１，３９９㎡、変更の目的は、申し出地を借り受け、畜舎を建築造成するものであります。

転用許可に係る立地基準につきましては、農用地区域に該当しますが、農業用施設の建設が目的でございますので、不許可の例外として取り扱う旨の１案件、

番号６番、志波姫は、除外申し出の案件で、志波姫地区の田　１筆　５９８㎡、事業計画者が賃貸用住宅及び駐車場を建築造成するための除外で、転用申請に至った際の農地区分は、２種類以上の埋設管が備わる道路に接しており、周囲に医療機関が２箇所以上存在することから第３種農地で取扱う１案件、

以上、２案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、菅原 昌行 推進委員から報告願います。

菅原 昌行 推進委員

議案第８号　農業振興地域整備計画の変更については、去る３月２３日の水曜日に４名にて、書類審査及び現地確認調査を行いました。

番号５番の用途変更につきましては、現地を確認すると、参考資料の２８ページの公図のとおり周辺も申し出者の土地に囲まれた北側に向かってやや急勾配の農地になっております。畜舎を建築しても何ら問題がないものと判断してまいりました。

番号６番の案件については、北側が歯科医院、西側、南側は舗装されている道路、東側は牧草が作付けされている転作田となっており、ここに賃貸住宅を建築しても影響は及ばないものであり、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

―「質疑なし」の声―

議長

質疑なしと認めます。

次に、第３区の番号７番・８番の２案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

第３区の番号７番、栗駒１は、除外申し出の案件で、栗駒地区の田　１筆　１，３２７㎡のうち６２７㎡、事業計画者が経営する建築業で使用する資材置き場及び駐車場を造成するための除外で、転用申請に至った際の農地区分は、１０ヘクタール以上の広がりがあり第１種農地に該当しますが、転用面積が既存業務用面積の２分の１以内での用地の拡張となりますので、不許可の例外規定で取扱う旨の１案件、

番号８番、栗駒１は、除外申し出の案件で、栗駒地区の田　１筆　４４０㎡、事業計画者が経営する土木業で使用する重機置き場及び駐車場を造成するための除外で、転用申請に至った際の農地区分は、山林、宅地等によって分断されました生産性の低い小集団農地であることから第２種農地で取扱う旨の１案件、

なお、この案件につきましては、農振農用地除外及び転用手続きが未了のまま造成に着手してしまったことから、事務局から指導を行い、農地への復旧作業が終了し、合わせて始末書の提出を確認しております。　以上、２案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、１６番 狩野 善典 委員から報告願います。

１６番 狩野 善典 委員

議案第８号　農業振興地域整備計画の変更については、去る３月２３日の水曜日に４名にて、書類審査及び現地確認調査を行いました。

番号７番、栗駒１の件は、詳細は事務局から説明があったとおりですが、１，３２７㎡のうち６２７㎡を資材置き場及び営業用トラックの駐車場を計画しており、現況は４アールほどの転作をしており、残りは水稲が作付けされておりました。

周辺農地には影響がないものと確認してまいりました。

番号８番、栗駒２の件については、詳細は事務局から説明があったとおりですが、面積は４４０㎡で、現地の確認前には盛土がされていたということですが、現地確認の際には盛土が撤去されてはおりましたが、若干小石等が残っておるような状況でおりました。
農地への復元は難しいものと確認いたしました。

なお、参考資料１２ページを見ていただき、公図では南西の境界がアール型になっておりますが、現況はわからず、直線的になっておりました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

―「はい」の声―

議長

１９番 岩渕 弘 委員

１９番 岩渕 弘 委員

参考資料１２ページの６９番に栗原市所有の１４７㎡のため池がありますが、私も何回か現地を確認しておりますが、押しつぶされそうになっております。これはきちんと保全できるのか確認したいと思います。

議長

事務局説明

事務局

事務局での確認及び、先日の現地確認の際には、ため池部分につきましては、現状、今のところは保全されている状況でございます。今回の申し出は事業用地の拡張ということで申し出があった訳でございますけれども、既存の事業用地として利用しているところは、申し出地の北側に接している、地番７１－１とその左の地番７１－３の土地がすでに造成され、事業用地として利用されている状況でございます。

７１－３については、過去に非農地証明願いにより当農業委員会から非農地の証明を発行しており、現在はそちらまで盛土されている状況でございます。

ため池につきましては、以前は南側の農地に農業用水の供給のために利用されていたものと思われますが、市所有の公共物でありますので、こちらを対象に何か行為をしようとする場合には、市からの何らかの許認可等が必要となりますので、そちらにつきましても事務局から、今後の転用計画を進めていく際に指導していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長

１９番 岩渕 弘 委員、よろしいですか

１９番 岩渕 弘 委員

わかりました。

議長

他にございませんか。

―「質疑なし」の声―

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか

―「討論なし」の声―

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第８号については、問題なしと意見を附し、栗原市長に通知することに賛成の委員は、挙手願います。

―「挙手多数」―

議長

挙手多数であります。

よって、日程第１５、議案第８号　農業振興地域整備計画の変更については、問題なしと意見を附し、栗原市長に通知することに決定いたしました。

議長

日程第１６、議案第９号　令和４年度栗原市農業委員会事業計画について、を議題といたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

この案件につきましては、先の連携会議で内容の説明を行っておりますが、栗原市農業委員会においては、果敢に農地利用の最適化に取り組み、「農地所有者の意向把握」と「地域での話し合い」を重点化･明確化しながら、地域活動に積極的に取り組むことを基本方針とし、

（１）「農業委員会の円滑な運営と活動展開」、
（２）「総会の円滑な運営」、
（３）「農業委員及び農地利用最適化推進委員の地区担当活動の充実」、
（４）「地域農業者、農業団体との連携強化」、
（５）「農地の確保･有効利用」、
（６）「農業者年金への加入促進」、
（７）「情報提供活動」、
（８）「女性農業委員・推進委員活動」の項目を説明。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

－「質疑なし」の声－

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか

―「討論なし」の声―

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第９号については、原案のとおり決定することに賛成の委員は、挙手願います。

―「挙手多数」―

議長

挙手多数であります。

よって、日程第１６、議案第９号　令和４年度　栗原市 農業委員会 事業計画については、原案のとおり、決定いたしました。

議長

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和４年　第３回　栗原市農業委員会総会を閉会いたします。

議長

ご起立願います。ご苦労様でした。

＜　午後 ４時 ２５分　閉会　＞

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議　　長

議事録署名委員

議事録署名委員